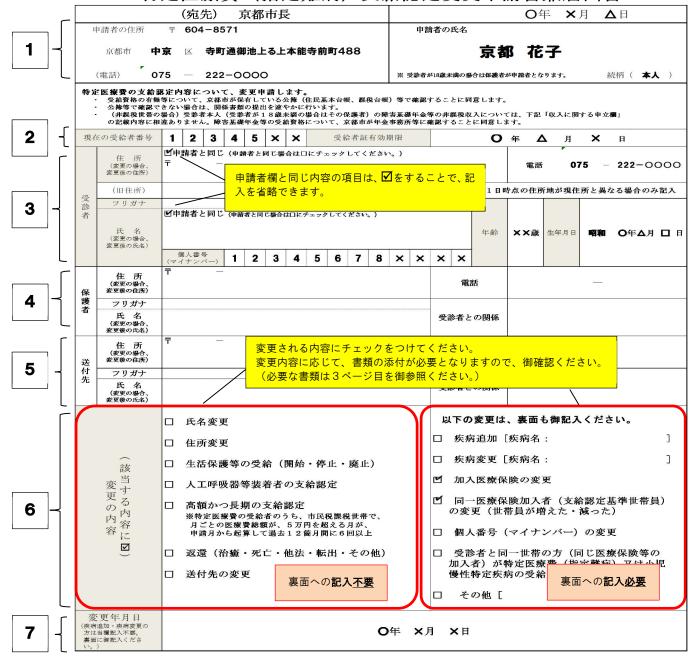
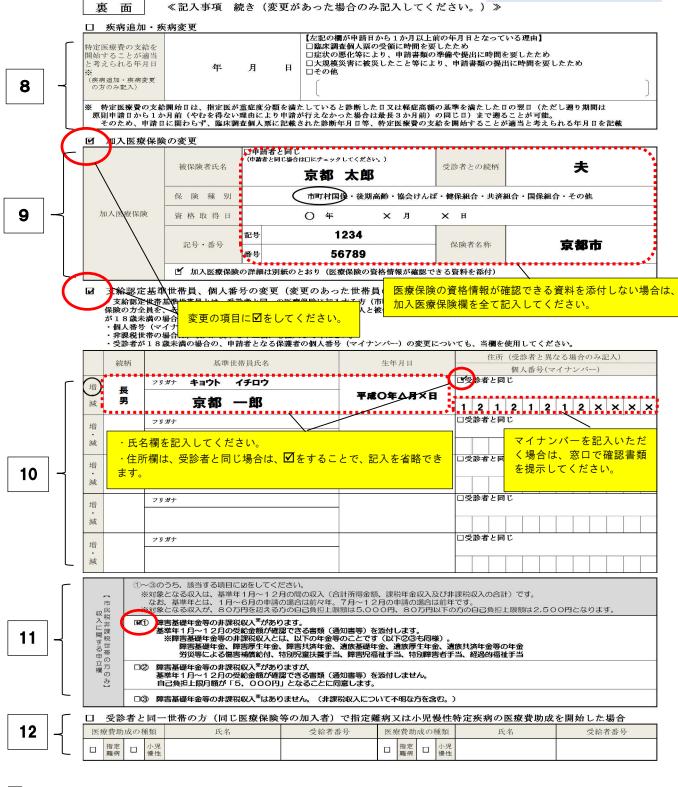
特定医療費(指定難病)支給認定変更申請書兼届出書



- 1 申請書類を作成した年月日、申請者の住所、電話番号、氏名、続柄を記入してください。 申請者は、原則受診者となりますが、保護者(受診者が18歳未満の場合)、成年後見人等の法定代理 人、受診者から申請の委任を受けた方も可能です。
- 2 現在お持ちの受給者証を確認のうえ、受給者番号と、有効期限を記入してください。
- ③ 受診者の項目(住所、電話番号、氏名(フリガナ)、年齢、生年月日、個人番号(マイナンバー))を記入してください。変更の場合は、変更後の内容を記入してください。
- 4 受診者が18歳未満の場合のみ、保護者の情報を記入してください。変更の場合は変更後の内容を記入 してください。
- 5 申請者の住所地以外に結果等の送付を希望される場合のみ、記入してください。変更の場合は、変更後 の内容を記入してください。
- ⑥ 変更する項目を図してください。変更内容に応じて添付する書類が異なります。(必要な書類は、3ページ目を御参照ください。)また、変更内容が左側の段(氏名変更~送付先の変更)のみの場合は、裏面への記入は不要です。
 - 現在受給している疾病に加え、新たに疾病を追加・変更する場合は、指定難病名を記入したうえで、該当の疾患の臨床調査個人票を添付してください。指定難病審査会の審査を経て、認定結果を通知します。
- | 変更が生じた日を記入してください(例:住所を変更した日等)。(疾病を追加・変更する場合は、当欄には記載せず、裏面| 8|に記載してください。)



- 図 疾病を追加・変更する場合は、特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日を記入して ください。記入した年月日が申請日から1か月以上前の年月日となっている場合は、その理由を図してく ださい。
- 9 加入医療保険の変更があった場合に記入してください。
- |10| 世帯員の変更があった場合に記入してください。
- 11 世帯員に変更があった方で、市民税非課税世帯(所得割額、均等割額ともにO円)の場合は、①~③のいずれか該当する項目に☑が必要です。3ページ目の【収入に関する申立欄の補足】を御確認ください。
 - ① にチェックをされる場合は、障害年金等の非課税収入の金額が分かる書類の写しの添付が必要です。
- 12 受診者が新たに小児慢性特定疾病の医療費助成を認定された場合や、同一世帯(同じ医療保険の加入者)で、新たに特定医療費(指定難病)又は小児慢性特定疾病の医療費助成を認定された方がいらっしゃる場合は、自己負担上限額の世帯按分により自己負担上限額が低くなるため、対象者の氏名と受給者番号を記入してください。

○ 変更内容に応じた添付書類

変更事項	添付書類	
氏名、住所、送付先	不要	
生活保護等の受給開始	生活保護受給証明書又は中国残留邦人等支援給付証明書	
生活保護等の停止又は廃止	・生活保護受給証明書(生活保護の停止日又は廃止日の記載のあるもの)	
	・変更後の医療保険の資格情報が確認できる資料の写し	
	(提出範囲は、次のページの★参照)	
	・加入の保険によって必要な書類(提出範囲は、次のページの★参照)	
	・(障害基礎年金等の非課税収入があり、収入に関する申立欄で①をチェックされ	
	た方のみ)障害年金等の非課税収入の金額が分かる書類の写し	
人工呼吸器等装着の支給認定	当該疾病の臨床調査個人票(人工呼吸器装着欄又は、体外式補助人工心臓の装着欄	
を希望	のみで可)	
高額かつ長期特例	・自己負担上限額管理票の写し	
	又は	
	・医療費申告書+領収書等(原本照合)写し	
	※医療費総額(10割分)が5万円を超える月が6箇月分(1年間)	
返還(治癒・死亡・他法・転出・その他)	受給者証原本	
他の指定難病を発症し、支	• 臨床調査個人票(新規)	
給認定を希望	・研究等への利用についての同意書(任意)	
加入医療保険の変更	・新しい医療保険の資格情報が確認できる資料の写し(提出範囲は、次のページの	
同一医療保険加入者(支給	★参照)	
認定基準世帯員)の変更	・加入の保険によって必要な書類(提出範囲は、次のページの★参照)	
	・(障害基礎年金等の非課税収入があり、収入に関する申立欄で①をチェックされ	
	た方のみ)障害年金等の非課税収入の金額が分かる書類の写し	
個人番号(マイナンバー)の変更	マイナンバーカード又は個人番号通知書で窓口確認を行う。	
同一医療保険に加入の家族	不要	
が指定難病又は小児慢性特定		
疾病の受給者証の交付		
市民税額	不要	

【収入に関する申立欄の補足】

- ※1 年収とは、基準年1月~12月の間における「ア 地方税法上の合計所得金額(公的年金等に係る雑所 得を除く)」、「イ 所得税法上の公的年金等収入額」、「ウ 障害基礎年金等の非課税収入額」の合計です。
- ※2 基準年とは、1~6月に申請される場合は、前々年。7~12月に申請される場合は、前年を指します。
- ※3 アは、事業所得、給与所得、雑所得(公的年金等に係る所得を除く)等の合計(各収入金額から必要経費等を引いた額)です。
- ※4 ウの対象となる給付は、以下の年金等です。

【ウの対象となる給付】

障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金・遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金等の年金、労災等による傷害補償給付、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当

★加入医療保険ごとに必要な書類

加入医療保険			加入医療保険の変更 (支給認定基準世帯員の変更を伴う場合を含む)	支給認定基準世帯員の変更 (加入医療保険の変更を伴わない場合)
А	市町村国保事がおり、「おおおり」を表現しています。	京 京都 市	<u>患者本人</u> の医療保険の資格情報が確認できる資料 ^{※1} の写し ※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれ ば添付不要 ※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その 保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保 護者分の医療保険の資格情報も必要	不要
		都市以外の国	患者本人及び同じ国保に加入している方全員分の医療保険の資格情報が確認できる資料 ^{※1} の写し	変更により新たに加わった支給認定基準世帯 員全員分の医療保険の資格情報が確認でき る資料 ^{※1} の写し
			※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入してあり、 かつ、 <u>患者本人(及び、変更により新たに加わった支給 認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)</u> のマイナ ンバーが記入されていれば添付不要	※変更により新たに加わった支給認定基準世 帯員全員分のマイナンバーが記入されていれ ば添付不要
			※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者分の医療保険の資格情報が確認できる資料も必要	※患者本人が国民健康保険に加入している18歳未満で、その保護者が後期高齢者医療制度に加入している場合は、その保護者を支給認定基準世帯員に含む
			(保険者への適用区分を照会するための)同意書 ※他都市国保の方のみ必要(京都市国保は不要)	
	後期高齢者 医療連合 後期高齢の	期都	<u>患者本人</u> の医療保険の資格情報が確認できる資料 ^{※1} の写し ※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入していれ	不要
		图可	ば添付不要	
В			<u>患者本人及び住民票が同じ世帯で後期高齢者医療に加入している方全員分</u> の医療保険の資格情報が確認できる資料 ^{※1} の写し	変更により新たに加わった支給認定基準世帯 <u>員全員分</u> の医療保険の資格情報が確認でき る資料 ^{※1} の写し
			※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入してあり、 かつ、 <u>患者本人(及び、変更により新たに加わった支給 認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)</u> のマイナ ンバーが記入されていれば添付不要	※変更により新たに加わった支給認定基準世 帯員全員分のマイナンバーが記入されていれ ば添付不要
	国民健康保険組合		<u>患者本人及び同じ国保組合に加入している方全員分</u> の医療保険の資格情報が確認できる資料 ^{※1} の写し	変更により新たに加わった支給認定基準世帯 員全員分の医療保険の資格情報が確認でき る資料 ^{※1} の写し
С			※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入してあり、かつ、患者本人(及び、変更により新たに加わった支給 認定基準世帯員がいる場合は、その全員分)のマイナンバーが記入されていれば添付不要	※変更により新たに加わった支給認定基準世 帯員全員分のマイナンバーが記入されていれ ば添付不要
		(保険者への適用区分を照会するための)同意書		
		市民税(非)課税証明書(全項目) ※世帯員全員(中学生以下を除く)の基準年度 ^{※2} 分		
D	被用者保険	<u>患者本人及び被保険者</u> の医療保険の資格情報が確認 できる資料 ^{※1} の写し		
		※「加入医療保険」欄に必要事項が全て記入してあり、 かつ、 <u>患者本人(及び、被保険者の変更がある場合</u> <u>は、被保険者)</u> のマイナンバーが記入されていれば添 付不要		
				市民税(非)課税証明書(全項目) ※被保険者が非課税の場合のみ必要 ※被保険者の基準年度 ^{※2} 分

※1 医療保険の資格情報が確認できる資料(以下のいずれか)

- ・マイナポータルの資格情報の画面又はデータを印字したもの
- 資格確認書
- ・資格情報のお知らせ
- ・健康保険証(令和7年12月1日まで)

※上記の資料がない場合は、加入されている保険の種類がわかれば、マイナンバーカードか、個人番号通知書と身分証明書を提示いただき、本市のシステムを通じ、加入保険の資格情報確認を行うことは可能です。ただし、窓口では確認に時間を要しますので、予め御了承ください。

※2 提出時期による課税証明書の基準年度

・4月1日~6月30日:前年度に係る証明書類

・7月1日~3月31日:提出日が属する年度に係る証明書類